

【59解説文】大水害罹災民生活状況回答（明治四十四年：一九一）C

〔表紙〕
「明治四十四年
雑事」

〔朱印〕
永年保存

〔朱書〕
地方 知事官房

〔朱書〕
「収一第六二号」

明治四十四年一月十八日

多野郡長 榎田三郎印

内務部長 佐藤孝三郎 殿

罹災民生活状況ノ件

（罹災（りさい）民生活状況の件）

本月九日付一第三二号御照会右ノ件、左記及二
（本月九日付け一第三二号御照会右の件、左記）

回答一候也

（回答に及び候也）

記

一罹災民生活状況調査候処、本郡ハ四町十四ヶ村中

（一罹災民生活状況調査候処、本郡は四町十四ヶ村中）

被害最モ激甚ナルハ、小野村・新町・八幡村・日野村・

（被害最も激甚なるは、小野村・新町・八幡村・日野村・）

美九里村・三波川村ノ六ヶ町村ニシテ、尤モ慘状ヲ

（美九里村・三波川村の六ヶ町村にして、尤（もつと）も慘状を）

呈シタル小野村大字中島村ニ於テハ、本県ノ救助規程

（呈したる小野村大字（おおあざ）中島村に於いては、本県の救助規程）

ニ依リ五日間ノ焚出救助ヲ為シ、其他町村ニ於テモ

（に依（よ）り五日間の焚（た）き出し救助を為（な）し、其（そ）の他町村
に於いても）

夫々焚出ヲ為シ、或ハ親戚・隣保相謀リテ、

（夫々（それぞれ）焚き出しを為し、或（ある）いは親戚・隣保（りんぼ）相
謀（はか）りて、）

一時ノ急ヲ救ヒ、又一面貧困ニシテ、自活ノ途

（一時の急を救い、又（また）一面貧困にして、自活の途（みち））

立タサルモノハ出頭セシメテ、食品・被服・器具及

（立たざるものは出頭せしめて、食品・被服・器具及び）

小屋掛け等、相当ノ救助ヲ仰キ、以テ暫時ノ急ヲ
（小屋掛け等、相当の救助を仰（あお）ぎ、以（もつ）て暫時（ざんじ）の急
を）

凌ギタリ、然シテ右救助品ノ交付ヲ受クル迄ノ間ハ、

（凌（しの）ぎたり、然（しか）して右救助品の交付を受くる迄の間は、）

内務省ヨリ下賜セラレタル糒、其他食品ヲ配付

（内務省より下賜（かし）せられたる糒（ほしい）、其の他食品を配付）

シ、幸ニ路頭ニ迷フガ如キモノ、ナカラシムルヲ得タリ、

（し、幸いに路頭（ろとう）に迷うが如きもの、なからしむるを得たり、）

尔来恐レ多クモ 聖上 皇后両陛下

（尔来（じらい）恐れ多くも 聖上（せいじょう）皇后両陛下）

並ニ各宮殿下ヲ始メ奉リ、内外国同情者ノ

（並びに各宮殿下を始め奉（たてまつ）り、内外国同情者の）

深厚ナル同情ニ浴シ、罹災民一同大ニ感

（深厚（しんこう）なる同情に浴し、罹災民一同大いに感）

奮シ職業ヲ励ミ、自活ノ途ヲ講スルニ

（奮（かんぶん）し職業を励み、自活の途を講ずるに）

到レリ、又業務ヲ失ヒタルモノニハ、相当ノ職業

（到れり、又業務を失いたるものには、相当の職業）

ヲ紹介シテ就職セシメ、町村當局者ヲシテ

（を紹介して就職せしめ、町村當局者をして）

常ニ指導誘掖セシメ、以テ苟モ惰民ヲ生シ、

（常に指導誘掖（ゆうえき）せしめ、以て苟（いやしく）も惰民（だみん）を
生じ）

又ハ依頼心ヲ起サシムルガ如キモノ、ナカラシムルニ

（又は依頼心を起こさしむるが如きもの、なからしむるに）

努メタリ、殊ニ向寒ニ際シテハ、本県ノ配慮

（努めたり、殊（こと）に向寒（こうかん）に際しては、本県の配慮）

ヲ煩ハシ、陸軍省ヨリ蒲団及毛布ノ払下
（を煩（わざら）わし、陸軍省より蒲団（ふとん）及び毛布の払い下げ）

ヲ為シ、又宇都宮市ニ於テ大演習ノ際、調
（を為し、又宇都宮市に於いて大演習の際、調）

製シタル蒲団ヲ購入シテ配付シ、其他救助

（製したる蒲団を購入して配付し、其の他救助）

義捐被服ニ拠リテ酷寒ニ向フト雖トモ、

（義捐（ぎえん）被服に拠（よ）りて酷寒（こくかん）に向かうと雖（いえ）ども）

甚ダシキ困難ヲ感スルモノナク、又糊口ヲ

（甚（はなは）だしき困難を感じるものなく、又糊口（こう）を）

凌クニ於テハ、災害応急工事施行ヨリ、引

（凌ぐに於いては、災害応急工事施行より、引き）

続キ復旧工事ノ施行アルニ依リ、労働ニ

（続き復旧工事の施行あるに依り、労働に）

耐ユルモノハ、日々賃銀ヲ得ルヲ以テ、之ガ

（耐ゆるものは、日々賃銀を得るを以て、これが）

缺乏ヲ告ゲ慘状ニ陥ルガ如キモノ、目下

（缺乏（けつぽう）を告げ慘状に陥（おちい）るが如きもの、目下（もつか））

無レ之候、以上

（これ無く候、以上）